

令和6年度税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（文部科学省 高等教育局 国立大学法人支援課）

項 目 名	国立大学法人等への個人寄附に係る税額控除の対象事業の拡大		
税 目	所得税		
要 望 の 内 容	<p>国立大学法人、公立大学法人及び独立行政法人国立高等専門学校機構に対する個人寄附については、経済的理由により修学が困難な学生等の修学支援に係る事業（以下「修学支援事業」という。）、学生又は不安定な雇用状態である研究者（ポスドク）に対する研究への助成又は研究者としての能力向上のための事業（以下「研究等支援事業」という。）を対象とする場合に限り所得控除の他に税額控除も選択できる。（※修学支援事業については、独立行政法人日本学生支援機構、研究等支援事業については、大学共同利用機関法人も対象）</p> <p>国立大学法人、公立大学法人、独立行政法人国立高等専門学校機構、独立行政法人日本学生支援機構及び大学共同利用機関法人（以下「国立大学法人等」という。）において、修学支援事業及び研究等支援事業以外の事業である場合にも、税額控除を選択できるように措置する。</p>		
		平年度の減収見込額 （制度自体の減収額） （改正増減収額）	<p>▲ 4,052 百万円</p> <p>（ - 百万円）</p> <p>（ - 百万円）</p>

<p>新設・拡充又は延長を必要とする理由</p>	<p>(1) 政策目的</p> <p>国立大学法人等は、我が国の高等教育及び学術研究の水準と均衡ある発展、世界第一線の研究成果の創出等を図るために設置された機関であり、それらの活動を促進することは、社会からのニーズに応え、我が国の持続的な発展と豊かな社会の構築にとって不可欠である。</p> <p>国立大学法人等が、確たる経営基盤に基づき、安定的に高度かつ良質な教育研究活動を行うとともに、成果を広く社会に提供することによって社会の発展に寄与するために、幅広い方面からの多様な外部資金を獲得するための制度を措置することとする。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>国立大学法人等が、強み・特色を最大限に生かし、自ら改善・発展する仕組みを構築することにより持続的な競争力を有し、高い付加価値を生み出す組織へと転換するためにも、財政基盤の確立等が不可欠である。</p> <p>これまでどおり、国立大学法人運営費交付金等の公的資金のみに依存するのではなく、各法人が教育研究活動の成果を広く社会にアピールするアウトリーチを重視し、寄附金収入の拡大など社会全体からの支援を受け、その期待に対し目に見える形で答えるという好循環を形づくっていく中で、これまで以上に自主的・積極的に外部資金を調達することが重要である。</p> <p>国立大学法人、公立大学法人及び独立行政法人国立高等専門学校機構への個人寄附については、平成 28 年度及び令和 2 年度の税制改正により、当該法人の行う修学支援事業・研究等支援事業を対象とする場合には、所得控除の他に税額控除も選択できるようになったところ（※修学支援事業については、独立行政法人日本学生支援機構、研究等支援事業については、大学共同利用機関法人も対象）、実際、国立大学に対しての個人寄附は修学支援事業等を目的とする税額控除の導入によって寄附金は増加してきているところであり、さらなる寄附金確保のために修学支援事業・研究等支援事業に限らない国立大学法人等の事業を対象とした個人寄附への税額控除の導入が求められる。</p> <p>また、国際卓越研究大学の審査過程においても、複数大学から自主的な外部資金の調達のため、当該税制改正の要望も上がっており、国際卓越研究大学の活動を後押しするためにも、税制改正を行う必要がある。</p> <p>こうした情勢から、複数の閣議決定文書においても「2025 年度までに、大学への寄附税制に係る優遇措置を拡大し大学の自主財源の拡大を促進する。」との記載が盛り込まれているところである。</p>
--------------------------	--

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	<p>政策目標 4 個性が輝く高等教育の振興</p> <p>施策目標 4-1 大学などにおける教育研究の質の向上          施策目標 4-2 大学などにおける教育研究基盤の整備</p> <p>【参考】各種閣議決定文書抜粋  <b>○第6期科学技術イノベーション基本計画（令和3年3月26日閣議決定）</b>          第2章2（3）大学改革の促進と戦略的経営に向けた機能拡張（c）具体的な取組          ② 戦略的経営を支援する規制緩和          ○2025年度までに、大学への寄附税制に係る優遇措置を拡大し、大学の自主財源の拡大を促進する。  <b>○統合イノベーション戦略2022（令和4年6月3日閣議決定）</b>          第2章2（3）大学改革の促進と戦略的経営に向けた機能拡張</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>基本計画における具体的な取組</th> <th>実施状況・現状分析</th> <th>今後の取組方針</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>○学長選考会議への学長の関与の排除や学長選考会議の持つ牽制機能の明確化を図るとともに、国立大学法人の学生定員の変更や組織の再編手続の簡素化、優秀な留学生の確保のための定員管理や授業料設定の弾力化を、第4期中期目標期間より実施する。【文】</td> <td>・授業料設定の柔軟化については、「世界と伍する研究大学の実現に向けた制度改正等のための検討会議」の制度改正に向けた論点整理（2021年12月24日）において、「授業料水準についての国の一定の関与が必要とされる現行の制度趣旨を踏まえてなお、授業料の上限を弾力化する理由があるか、経済条件により教育機会に制限がかかる懸念があることをどう考えるかといった留意事項を踏まえ、引き続き授業料設定の柔軟化の在り方について検討することが求められる」とされたことを受けて、検討を実施。</td> <td>・「世界と伍する研究大学の実現に向けた制度改正等のための検討会議」の制度改正に向けた論点整理を踏まえた国立大学法人法の改正の検討と合わせて引き続き検討を実施。【文】</td> </tr> <tr> <td>○2025年度までに、大学への寄附税制に係る優遇措置を拡大し、大学の自主財源の拡大を促進する 【科技、文】</td> <td>・改正内容の周知・広報によって制度の適用を促すとともに、実績を把握。</td> <td>・今後、改正後の寄附制度の活用状況により改正の効果を定量的に検証。【科技、文】</td> </tr> </tbody> </table>	基本計画における具体的な取組	実施状況・現状分析	今後の取組方針	○学長選考会議への学長の関与の排除や学長選考会議の持つ牽制機能の明確化を図るとともに、国立大学法人の学生定員の変更や組織の再編手続の簡素化、優秀な留学生の確保のための定員管理や授業料設定の弾力化を、第4期中期目標期間より実施する。【文】	・授業料設定の柔軟化については、「世界と伍する研究大学の実現に向けた制度改正等のための検討会議」の制度改正に向けた論点整理（2021年12月24日）において、「授業料水準についての国の一定の関与が必要とされる現行の制度趣旨を踏まえてなお、授業料の上限を弾力化する理由があるか、経済条件により教育機会に制限がかかる懸念があることをどう考えるかといった留意事項を踏まえ、引き続き授業料設定の柔軟化の在り方について検討することが求められる」とされたことを受けて、検討を実施。	・「世界と伍する研究大学の実現に向けた制度改正等のための検討会議」の制度改正に向けた論点整理を踏まえた国立大学法人法の改正の検討と合わせて引き続き検討を実施。【文】	○2025年度までに、大学への寄附税制に係る優遇措置を拡大し、大学の自主財源の拡大を促進する 【科技、文】	・改正内容の周知・広報によって制度の適用を促すとともに、実績を把握。	・今後、改正後の寄附制度の活用状況により改正の効果を定量的に検証。【科技、文】
		基本計画における具体的な取組	実施状況・現状分析	今後の取組方針							
		○学長選考会議への学長の関与の排除や学長選考会議の持つ牽制機能の明確化を図るとともに、国立大学法人の学生定員の変更や組織の再編手続の簡素化、優秀な留学生の確保のための定員管理や授業料設定の弾力化を、第4期中期目標期間より実施する。【文】	・授業料設定の柔軟化については、「世界と伍する研究大学の実現に向けた制度改正等のための検討会議」の制度改正に向けた論点整理（2021年12月24日）において、「授業料水準についての国の一定の関与が必要とされる現行の制度趣旨を踏まえてなお、授業料の上限を弾力化する理由があるか、経済条件により教育機会に制限がかかる懸念があることをどう考えるかといった留意事項を踏まえ、引き続き授業料設定の柔軟化の在り方について検討することが求められる」とされたことを受けて、検討を実施。	・「世界と伍する研究大学の実現に向けた制度改正等のための検討会議」の制度改正に向けた論点整理を踏まえた国立大学法人法の改正の検討と合わせて引き続き検討を実施。【文】							
○2025年度までに、大学への寄附税制に係る優遇措置を拡大し、大学の自主財源の拡大を促進する 【科技、文】	・改正内容の周知・広報によって制度の適用を促すとともに、実績を把握。	・今後、改正後の寄附制度の活用状況により改正の効果を定量的に検証。【科技、文】									
<p>政策の達成目標</p> <p>国立大学法人の寄附金収入増加率について、2025年度までに、年平均5%の増加を目指し、国立大学法人等に対する個人寄附を更に促進し、国立大学法人等の財源の多様化、財政基盤の強化等を通じて、教育研究の振興を図るとともに、国立大学法人等による教育研究の成果を広く社会に提供するための活動を促進する。</p>											
<p>租税特別措置の適用又は延長期間</p> <p>—</p> <hr/> <p>同上の期間中の達成目標</p> <p>—</p>											
<p>政策目標の達成状況</p> <p>寄附税制の拡充やファンドレイジング活動の充実により財源の多様化、財政基盤の強化が図られているものの、社会から期待されるニーズの多様化に積極的に対応しつつ、教育研究活動の質を確実に向上させていく必要がある。</p>											

	<p>要望の措置の適用見込み</p>	<p>国立大学法人等へ寄附を行う個人</p> <p>※国立大学法人：82 法人</p> <p>公立大学法人：84 法人</p> <p>大学共同利用機関法人：4 法人</p> <p>独立行政法人国立高等専門学校機構：1 法人</p> <p>独立行政法人日本学生支援機構：1 法人</p>
<p>有効性</p>	<p>要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)</p>	<p>① 国立大学法人等に対する個人寄附は、その多くが小口（50,000 円以下）であり、税額控除の導入により、控除範囲が拡大するため、小口の個人寄附金を増加させる効果があると考えられる。</p> <p>② 個人寄附の全てが税額控除の対象となっている学校法人は、導入前後で寄附金額は約 1.4 倍となった。</p> <p>③ 国立大学法人における平成 28 年度の個人寄附に係る寄附金は約 178 億円であり、令和 3 年度には約 212 億円となっており、約 1.2 倍に増加している。</p> <p>さらに、小口寄附の人数についても、平成 28 年度では約 4.6 万人だったが、令和 3 年度には約 10.7 万人に増加していることから、税額控除の範囲が広がることで更なる寄附受入額の増額及び件数増加が見込まれる。</p>
<p>相当性</p>	<p>当該要望項目以外の税制上の措置</p>	<p>【所得税】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国立大学法人等に対する個人からの寄附金は、指定寄附金として所得から控除される（寄附金控除）（所得税法第 78 条等）</li> <li>・国立大学法人、公立大学法人、独立行政法人国立高等専門学校機構及び独立行政法人日本学生支援機構に対し、経済的な理由により修学が困難な学生等の修学支援に係る事業への個人寄附については、寄附金控除、または、税額控除（所得税額の 25%を限度）のいずれか有利な方を選択できる（租税特別措置法 41 条の 18 の 3 第 1 項第 2 号）</li> <li>・国立大学法人、公立大学法人及び独立行政法人国立高等専門学校機構、大学共同利用機関法人に対し、学生又は不安定な雇用状態である研究者（ポスドク）に対する研究への助成等に係る事業への個人寄附については、寄附金控除、または、税額控除（所得税額の 25%を限度）のいずれか有利な方を選択できる（租税特別措置法 41 条の 18 の 3 第 1 項第 3 号）</li> </ul> <p>【法人税】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国立大学法人等への法人からの寄附金は、指定寄附金として全額損金算入（法人税法第 37 条）</li> </ul>

		<p>予算上の措置等の要求内容及び金額</p>	<p>(令和5年度予算)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国立大学法人運営費交付金：10,784億円 (平成16年度の国立大学法人運営費交付金：12,415億円)</li> <li>・国立高等専門学校機構運営費交付金：628億円 (平成16年度の国立高等専門学校機構運営費交付金：706億円)</li> </ul>
		<p>上記の予算上の措置等と要望項目との関係</p>	<p>国立大学法人等の経営環境は厳しさを増している。教育研究活動を安定的に行うためには、公的助成に加えて、多様な財源の確保を図り、財政基盤を強化していくことが重要である。</p> <p>第4期中期目標期間において、規模・組織体制、地域等の関係等で培われた強みや特色を背景とした各大学の特有のミッションに対応して、運営費交付金がそれぞれ相応しい方法によって算定され、各法人に配分を行っている。例えば、自律的・戦略的な経営を進めていくための新たな活動を含めたミッションの実現の更なる加速のため、その活動基盤として教育研究組織の整備や強化が重要であることから、教育研究組織の改革に対する支援を行っている。</p> <p>こうした国による予算上の措置と、外部資金の拡大のための制度改善は、両者あいまって国立大学法人の経営基盤の強化が実現されるものであり、補完的な関係にあるといえる。</p>
		<p>要望の措置の妥当性</p>	<p>税額控除制度は、所得が低くなるほど減税効果が大きく、小口寄附金の促進に寄与する制度と言われている。公的資金のみに依存しない国立大学法人等の財務基盤の強化のためにも、修学支援事業・研究等支援事業に限られない教育・研究に関する国立大学法人等の事業を対象とした個人寄附への税額控除の導入措置は急務である。</p>
<p>これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関する事項</p>	<p>租税特別措置の適用実績</p>	<p>国立大学法人に対する税額控除対象とする修学支援事業及び研究等支援事業目的の個人寄附については、令和3年の実績で約2.4万件、総額は約8.8億円である。</p>	
	<p>租特透明化法に基づく適用実態調査結果</p>	<p>—</p>	
	<p>租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)</p>	<p>税額控除を活用した国立大学法人等への寄附金増額等により、財源の多様化、財政基盤の強化が図られている。</p> <p>実際に、国立大学法人における平成28年度の個人寄附に係る寄附金は約178億円であり、令和3年度には約212億円となっており、約1.2倍に増加している。</p> <p>さらに、小口寄附の人数についても、平成28年度では約4.6万人だったが、令和3年度には約10.7万人に増加している。</p>	

	<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>国立大学法人等に対する個人寄附を更に促進し、国立大学法人等の財源の多様化、財政基盤の強化等を通じて、教育研究の振興を図るとともに、国立大学法人等による教育研究の成果を広く社会に提供するための活動を促進する。</p>
	<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>令和元年における国立大学法人への税額控除対象寄附額が約4.2億円であるのに対して、令和3年の税額控除対象寄附額は、約8.8億円であり、寄附金収入は増加している。しかし、個人寄附額総額（令和3年度212億円）に比しては少なく、個人寄附を更に促進し、国立大学法人等の財源の多様化、財政基盤の強化等を図るため、修学支援事業以外の事業を対象とした個人寄附である場合にも、税額控除を選択出来るように措置する必要がある。</p>
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>平成28年度税制改正（租税特別措置）要望事項 国立大学法人等への個人寄附に係る税額控除の導入等 令和2年度税制改正（租税特別措置）要望事項 国立大学法人等への個人寄附に係る税額控除の対象事業の拡大</p>	

令和6年度税制改正要望事項（新設・**拡充**・延長）

（文部科学省 高等教育局 私学部 私学行政課）

項目名	学校法人への個人寄附に係る税額控除の要件の見直し		
税目	所得税		
要望の内容	<p>学校法人が税額控除対象法人となるためには、実績判定期間（原則、直近5会計年度）内に、</p> <p>①3,000円以上の寄附金を支出した者（判定基準寄附者数）が、年平均100人以上であること</p> <p>②寄附金額が年平均30万円以上であることが求められている。</p> <p>急速な時代の変化や社会のニーズを踏まえ、自ら経営力の強化や改革に取り組もうとする意欲のある学校法人が、機動的に税額控除制度を活用し、個人からの寄附を一層集めやすくするため、学校法人が税額控除対象法人となるための寄附実績に係る要件の見直しを行う。</p>		
容		<p>平年度の減収見込額</p> <p>（制度自体の減収額）</p> <p>（改正増減収額）</p>	<p>▲ 2,131 百万円</p> <p>（ - 百万円）</p> <p>（ - 百万円）</p>

新設・拡充又は延長を必要とする理由

### (1) 政策目的

私立学校等に在学する学生生徒等は、大学・短大で約7割、専修学校で約9割、高等学校で約3割、幼稚園で約9割を占めており、それぞれの学校が「建学の精神」に基づく個性豊かな活動を積極的に展開し、多様化する国民のニーズに応え、我が国の学校教育の発展にとって、質及び量の両面から重要な役割を果たしている。

一方で、少子化等が急速に進展するなど、私立学校を取り巻く状況が厳しさを増し、社会が大きく変化する中で、各私立学校は時代と社会のニーズに対応して、教育研究や経営の質を高めるため、スピード感を持ちながら、主体的な改革に取り組むことが必要である。

そのためにも、私立学校を設置する学校法人が、寄附金をはじめとする民間資金を積極的に獲得し、自らその経営基盤を強化することが強く求められている。特に、それぞれの「建学の精神」とそれに基づく各学校の特色ある教育研究活動への深い理解を有し、学校の一層の発展を願う保護者や卒業生の存在は大きく、学校法人としても同窓会等の組織を通じ、個人寄附を獲得できるよう、これまで以上に積極的に働きかけを行う必要がある。

個人から学校法人に対する寄附を一層促進し、経営基盤の強化を図ることで、各学校法人が自ら主体的に改革に取り組み、今後も持続可能な発展を遂げることができるよう、本措置が必要である。

### (2) 施策の必要性

私立学校は、創設者やその親族が私財を投じて、それぞれの建学の精神に基づきつつ、「公の性質」を有する学校として設置されたものであり、学校法人を解散する場合にもその残余財産は寄附者に戻されることはなく、教育活動に充てられることとなっている。また、学校法人の収入の大半は児童・生徒・学生からの納付金や寄附金、事業収入によるものであり、保護者や卒業生、地域社会等の幅広い関係者によって、その運営が支えられている。これは、幼稚園を設置する学校法人から、大学を設置する学校法人まで、異なるものではない。

また、令和5年通常国会において、学校法人の組織及び運営について規定する「私立学校法」の改正を行い、改正法は令和7年4月1日から施行されることになっている。今般の法改正は、我が国の教育に大きな役割を担っている私立学校が、今後も社会からの信頼と支援を得て重要な役割を果たし続けるため、「執行と監視・監督の役割の明確化・分離」を基本的な考え方としつつ、理事・理事会、監事及び評議員・評議員会の権限の明確化や、選任・解任の手続きを定めるとともに、監事や評議員会の理事会へのチェック機能を強化するなど、学校法人の管理運営制度を抜本的に改善するものである。

個人が学校法人に寄附した場合の税額控除制度は、平成23年度の税制改正によって導入され、平成27年度の税制改正では、学校法人の規模に応じ、税額控除の対象法人となるための要件を緩和する措置がなされたが、令和4年5月1日現在における税額控除対象法人は、大学・短大・高等専修学校を設置する学校法人（以下「文部科学大臣所轄学校法人」という。）においては361/669法人（53.9%）、それ以外の学校法人（以下「都道府県知事所轄学校法人」という。）においては199/7,111法人（2.8%）にとどまっている。これは、所得控除の対象となる特定公益増進法人が、大臣所轄学校法人においては594/669法

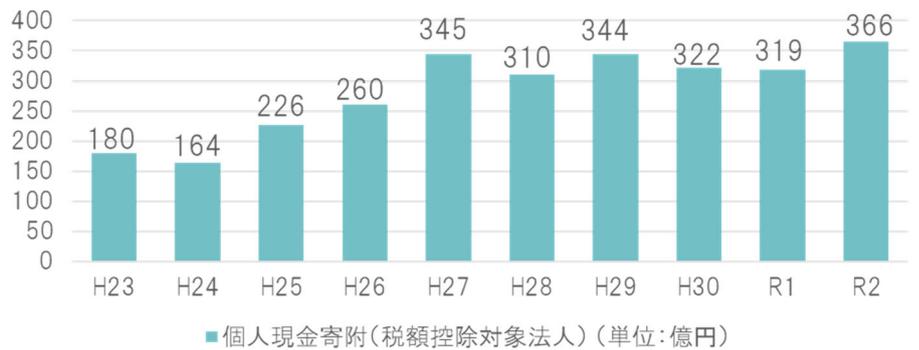
	<p>人（88.9%）、都道府県知事所轄学校法人においては 1,190/7,111 法人（16.7%）となっていることと比べても、著しく少ない状況にある。</p> <p>学校法人が、税額控除制度を活用するためには、5年間の実績判定期間において、寄附者及び寄附金額について定められた要件を満たすことが求められるところ、新たに学校法人を設立した場合であれば、活動実績が5年に満たなくても、実績判定が可能である一方で、既存の学校法人においては、実績判定期間の短縮が認められることはない。</p> <p>少子化等の急速な進展等により私立学校を取り巻く状況が厳しさを増し、これまでにないスピードで社会が大きく変化する中で、学校法人においては、時代と社会のニーズを敏感にキャッチし、教育研究や経営の質を高めていくため、主体的かつ機動的に改革に取り組むことが求められる。しかしながら、税額控除制度を活用し、個人からの寄附募集に重点的に取り組み、スピード感をもって改革を進めていきたいと考える法人が、税額控除制度を活用しようと考えても、当該制度をすぐに活用することが難しいという現状がある。</p> <p>今般の法改正により、全ての学校法人のガバナンスが強化され、一層の公益性・公共性の向上が見込まれるなか、我が国の公教育における私立学校が果たす役割は今後ますます大きくなっていくものと考えられる。</p> <p>時代の変化や社会のニーズを踏まえ、自ら経営力の強化や改革に取り組もうとする意欲のある学校法人が、機動的に税額控除制度を活用し、学校法人を取り巻く多様なステークホルダーの支えの下で一層発展していくことができるよう、税額控除対象法人となるための寄附実績に係る要件の見直しを図ることが必要である。</p>		
<p>今回の要望（租税特別措置）に関連する事項</p>	<p>合理性</p>	<p>政策体系における政策目的の位置付け</p>	<p>&lt;教育振興基本計画&gt;  教育振興基本計画（令和5年6月16日閣議決定）</p> <p>目標12 指導体制・ICT環境の整備、教育研究基盤の強化</p> <p>○教育研究の質向上に向けた基盤の確立</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学長の優れたリーダーシップによる大学運営の促進、外部理事や実務家教員など外部人材の活用、大学教育に係る情報公開の推進、外部資金導入の増加など、大学等の経営力の強化に係る必要な施策を講じる。</li> </ul> <p>目標15 安全・安心で質の高い教育研究環境の整備、児童生徒等の安全確保</p> <p>○私立学校の教育研究基盤の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各学校法人の確固とした財政基盤の確立のため、各学校法人が寄附金収入等の多元的な資金を調達するための環境をより一層整備するとともに、私立学校への寄附の促進が図られるよう、寄附税制の普及啓発や、先進事例の紹介等を実施する。</li> </ul>
		<p>政策の達成目標</p>	<p>我が国の公教育を支える私立学校が、時代と社会のニーズに対応して主体的な改革に取り組み、教育研究や経営の質の向上につなげていくことができるよう、寄附金をはじめとする民間資金の積極的な獲得を促し、その経営基盤の強化を図る。</p>

			<p>【指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校法人における外部資金獲得状況の改善</li> </ul>
		租税特別措置の適用又は延長期間	—
		同上の期間中の達成目標	—
		政策目標の達成状況	<p>学校法人の経営基盤の強化に向けて、各学校法人において寄附金等の外部資金の獲得に向けた取組が進められているが、少子化等が急速に進展するなど、社会が大きく変化する中で、各私立学校が時代と社会のニーズに対応して、教育研究や経営の質を高めるため、一層の環境整備が必要とされている。</p>
	有効性	要望の措置の適用見込み	<p>大学・短大・高等専門学校を設置する学校法人：669 法人          高校以下の学校を設置する学校法人：7,111 法人</p> <p style="text-align: right;">計：7,780 法人（令和4年度）</p>
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	<p>以下1.及び2.に示す通り、税額控除対象法人数は、制度導入以降着実に増加するとともに、文部科学大臣所轄学校法人のうち、税額控除対象法人となっている法人に対する個人からの寄附金額も、税額控除制度の導入後、大きく伸びている。</p> <p>このことを踏まえると、税額控除対象法人となることは、個人からの学校法人に対する寄附の増加に一定の効果があるものと考えられ、学校法人における経営基盤の強化のために、本制度の一層の活用を図っていくことが重要である。</p> <p>少子化等の急速な進展等により私立学校を取り巻く状況が厳しさを増し、これまでにないスピードで社会が大きく変化する中で、学校法人においては、時代と社会のニーズを敏感にキャッチし、教育研究や経営の質を高めていくため、主体的かつ機動的に改革に取り組むことが求められる。</p> <p>したがって、税額控除対象法人となるための寄附実績に関する要件を見直し、意欲をもって改革に取り組もうとする学校法人が、機動的に税額控除制度を活用できるようにすることで、学校法人に対する個人からの寄附が一層促進され、学校法人の経営基盤の強化につながるとともに、私立学校を社会全体の財産として支えていこうとする寄附文化の醸成につながると考えられる。</p>

### 1. 税額控除対象法人数の推移

	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R 2	R 3	R 4
大臣所轄	317 /667 (47.5%)	329 /668 (49.3%)	337 /667 (50.5%)	346 /664 (52.1%)	348 /664 (52.4%)	358 /667 (53.7%)	363 /668 (54.3%)	367 /669 (54.9%)	361 /669 (53.9%)
知事所轄	97 /7,299 (1.3%)	104 /7,234 (1.4%)	129 /7,287 (1.8%)	130 /6,731 (1.9%)	140 /7,115 (1.9%)	180 /7,329 (2.5%)	190 /7,335 (2.6%)	185 /6,953 (2.7%)	199 /7,111 (2.8%)

### 2. 税額控除対象法人に対する個人現金寄附額の推移



※文部科学大臣所轄学校法人に対するアンケート調査結果より作成  
 ※税額控除対象法人に対する個人現金寄附額について、学校法人に対する寄附について税額控除制度が導入された平成 23 年を始点として各年度の寄附金額を比較したもの。

相当性

当該要望項目以外の税制上の措置

#### 【所得税】

- ・学校法人に対する個人からの寄附金は、特定公益増進法人に対する寄附金として、所得控除（寄附金控除）の適用（所得税法第 78 条）
- ・学校法人に対する個人からの現物寄附は、譲渡所得の非課税措置（租税特別措置法第 40 条）

#### 【法人税】

- ・学校法人に対する法人からの寄附金は、特定公益増進法人に対する寄附金として損金算入の特例措置（法人税法第 37 条）
- ・日本私立学校振興・共済事業団を通じた、学校法人に対する法人からの寄附金は、指定寄附金として全額損金算入（法人税法第 37 条）

予算上の措置等の要求内容及び金額

(令和 5 年度当初予算)

- ・私立大学等経常費補助 2,976 億円
- ・私立高等学校等経常費助成費等補助 1,029 億円
- ・私立学校施設・設備の整備の推進 90 億円

		<p>上記の予算上の措置等と要望項目との関係</p>	<p>学校法人に対しては、①私立学校の教育条件の維持向上、②在籍する学生等に係る修学上の経済的負担の軽減、③経営の健全性の向上を通じ、私立学校の健全な発達に資することを目的として国による助成等が一部行われている。</p> <p>一方で、教育研究を安定的・継続的に行っていくためには、国からの助成等に加えて多様な財源の確保を図り、その経営基盤を強化していくことが重要である。</p> <p>このような観点から、寄附の確保・増加に向けた取組は、各学校法人が自らで工夫を凝らしながら、積極的に行っているものであるところ、意欲をもって改革に取り組もうとする学校法人が、機動的に税額控除制度を活用できるようにすることは、寄附の確保・増加に向けた各学校法人の自主的な努力を支援するものとなる。</p> <p>このように、国による助成等は法人を直接支援するもの、また、寄附税制は法人に対し寄附を行う国民に優遇措置を行うものとして、異なる役割を担うものであり、両者あいまって、各学校法人の健全な経営と、安定した教育の提供に資するものとして、重要な役割を果たしている。なお、私立学校への助成等を規定する私立学校振興助成法においても、国又は地方公共団体による助成の規定と並んで学校法人が寄附金の募集を容易にできるよう国又は地方公共団体による税制上の措置を講ずるよう努めることを規定している。</p> <p>私立学校振興助成法（昭和五十年七月十一日法律第六十一号） （抄） （税制上の優遇措置） 第十五条 国又は地方公共団体は、私立学校教育の振興に資するため、学校法人が一般からの寄附金を募集することを容易にするための措置等必要な税制上の措置を講ずるよう努めるものとする。</p>
		<p>要望の措置の妥当性</p>	<p>私立学校は、創設者やその親族が私財を投じて、それぞれの建学の精神に基づきつつ、「公の性質」を有する学校として設置されたものである。学校法人を解散する場合にもその残余財産は寄附者に戻されることはなく、教育活動に充てられることとなっており、学校法人は極めて高い公共性を有する主体である。</p> <p>また、学校法人の収入の大半は児童・生徒・学生からの納付金や寄附金、事業収入によるものであり、保護者や卒業生、地域社会等の幅広い関係者によって、その運営が支えられている。これは、幼稚園を設置する学校法人から、大学を設置する学校法人まで、異なるものではない。</p> <p>寄附税制は、法人に対し寄附を行う国民に広く優遇措置が適用されるものであり、各学校法人が多角的な資金調達を行い、確固とした経営基盤を確立し、健全な経営と多様で質の高い教育の展開に資するものとして、重要な役割を果たしている。</p>

			<p>個人から学校法人に対する寄附金に、税額控除制度が適用されることとなった平成 23 年度以降、税額控除対象法人に対する現金寄附額が大幅に伸びていることから、税額控除制度が学校法人に対する寄附を促進する手段として極めて有効な制度であることは明らかである。</p> <p>このような状況も踏まえ、税額控除対象法人となるための寄附実績に関する要件を見直し、意欲をもって改革に取り組もうとする学校法人が、機動的に税額控除を活用できるようにすることで、学校法人に対する個人からの寄附が一層促進され、学校法人の経営基盤の強化につながるとともに、私立学校を社会全体の財産として支えていこうとする寄附文化の醸成につながると考えられる。</p>
<p>これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項</p>	<p>租税特別措置の適用実績</p>		<p>令和 4 年 5 月 1 日現在で、文部科学大臣所轄学校法人 669 法人のうち、361 法人（53.9%）が税額控除対象法人となっている。また、都道府県知事所轄学校法人 7,111 法人のうち、199 法人（2.8%）が税額控除対象法人となっている。</p> <p>（参考）所得控除の対象となる特定公益増進法人数と全学校法人に占める割合  大臣所轄学校法人：594/669 法人（88.9%）  都道府県知事所轄学校法人：1,190/7,111 法人（16.7%）</p>
	<p>租特透明化法に基づく適用実態調査結果</p>		<p>—</p>
	<p>租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）</p>		<p>税額控除制度の導入以降、特に大臣所轄学校法人においては、税額控除対象法人数と税額控除対象法人に対する個人寄附額は増加している。</p> <p>文部科学大臣所轄学校法人のうち、税額控除対象法人となっている法人に対する個人からの現金寄附額は、平成 23 年度には 180 億円であったものが、令和 2 年度には 366 億円となっており、約 2 倍にまで伸びている。</p>
	<p>前回要望時の達成目標</p>		<p>学校法人の経営基盤の強化と私立学校における教育研究活動の活性化に向け、税額控除制度を活用しつつ、寄附の増加や寄附文化の醸成を図る。</p>
	<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>		<p>税額控除対象法人数と税額控除対象法人に対する個人寄附額の増加傾向が見られ、寄附文化の醸成が着実に進んでいると考えられる。</p> <p>その一方で、特に都道府県知事所轄学校法人においては、そもそも税額控除対象法人となっている法人数が極めて少ない状況となっている。これは、都道府県知事所轄学校法人は、規模が小さい法人が多く、税額控除対象法人となるための寄附実績</p>

		の要件を満たすことが難しいことが主な理由であると考えられる。
これまでの 要望経緯		平成 25 年度～27 年度： 学校への個人寄附に係る税額控除の要件の見直し

項目名	近現代建築等の継承に係る物納の特例の拡充		
税目	相続税		
要望の内容	<p><b>【要望概要】</b>                  芸術的、歴史的又は文化的価値の高い近現代建築*1について、登録美術品制度*2における登録対象に加え、所蔵者の存命中に登録美術品として国（文化庁）に登録していた場合は、相続人による相続税の現金納付が困難で物納を希望する際、それが劣後財産であったとしても優先順位を第1位の上位とする。</p> <p><b>【措置内容】</b>                  芸術的、歴史的又は文化的価値の高い近現代建築のうち、所蔵者が当該建築物（土地は含まない）を博物館法における登録博物館（第2条）又は指定施設（第31条第1項）に寄託し、登録美術品として国（文化庁）に登録した上で、寄託された博物館等が一定の公開活用を行っていた場合、所蔵者の死後、相続人が相続税を現金によって納付することが困難で物納を希望した際、それが劣後財産であったとしても優先順位を第1位の上位に位置づけ、物納の可能性を高めようとするもの。                  芸術的、歴史的又は文化的価値の高い近現代建築の解体を回避するための救済措置の一つであり、物納された場合は、上物である建築物が国有となった上で、それまで公開活用を担っていた博物館等に貸与され、公開活用が継続される。（相続税法施行令第19条第1項各号）</p> <p>*1 継承促進建築（仮称）：建築文化の振興に関する新法を検討中で、概ね竣工後50年未満で芸術的、歴史的又は技術的価値の高い近現代建築を構成要素として認定し、リスト化する。</p> <p>*2 美術品の美術館における公開の促進に関する法律／平成10年法律第99号</p>		
	平年度の減収見込額 (制度自体の減収額) (改正増減収額)	— ( — ( —	百万円 百万円 百万円)

新設・拡充又は延長を必要とする理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>我が国の近現代建築は、芸術的、歴史的又は文化的価値が高く、世界的に評価の高い領域であるにも関わらず、ショートスパンでの建替や無秩序な開発によって社会的資本・ストックとなり得ていない。</p> <p>そうした現状を変革するため、法制、税制及び人材育成等の観点から優れた建築の経済的価値を上昇させ、持続的・自立的な発展を促すことで建築文化の振興に寄与することを目指す。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>これまでも不動産（土地と家屋）における物納の優先順位は第1位であるが、これらの建築物が建った後に建築基準法や消防法の改正が行われ、最新の基準を満たしていない既存不適格となった家屋については、物納劣後財産として第1位の中で下位となってしまう。</p> <p>物納の対象になり難い場合は、相続人による解体の判断を促し、芸術的、歴史的又は文化的価値が高く、世界的に評価の高い我が国の近現代建築が失われる機会を助長してしまう可能性があることから必要である。</p> <p>ただし、物納による国有化は、解体を回避するための救済措置の1つであり、それを増やすことが目的ではない。</p>	
	今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性
	有効性	<p>要望の措置の適用見込み</p> <p>要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)</p>

相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	
	予算上の措置等の要求内容及び金額	
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	
	要望の措置の妥当性	
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	
	租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	
	前回要望時の達成目標	
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	
これまでの要望経緯	新規要望	

令和6年度税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（文部科学省 高等教育局 学生支援課）

項 目 名	高等教育の奨学金制度の拡充に係る税制上の所要の措置		
税 目	印紙税、国税徴収法		
要 望 の 内 容	<p>「教育未来創造会議「我が国の未来をけん引する大学等と社会の在り方について（第一次提言）」」、「こども未来戦略方針」及び「経済財政運営と改革の基本方針 2023」等に基づき以下の税制上の措置を講ずる。</p> <p>（高等教育の修学支援新制度について）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大学等に通う学生等に対して給付型奨学金の支給と授業料等減免を併せて実施する「高等教育の修学支援新制度」について、令和6年4月から中間所得層の多子世帯や理工農系の学部・学科に通う学生等に授業料等減免措置及び給付型奨学金の対象を拡大することとしており、当該拡大対象者への給付型奨学金について、現行制度と同様に国税徴収法上の差押禁止等（日本学生支援機構法第17条の5の適用対象）とする。</li> </ul> <p>（大学院段階における授業料後払い制度について）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和6年度中に、在学中は授業料を徴収せず、卒業後の所得に応じて納付を可能とする「授業料後払い制度」を大学院修士段階において創設することとしており、当該制度に係る実務については、（独）日本学生支援機構（以下、「JASSO」という。）が学資の貸与に係る業務として実施（JASSOが授業料相当額を支払い、当該授業料相当額は学生への貸付金として扱う）予定である。この業務に関し、JASSO、JASSOの業務の委託を受ける者又は当該業務に係る学資の貸与を受ける者が作成する文書について、現行と同様、印紙税を非課税（印紙税法第5条の適用対象）とする。</li> </ul>		
	平年度の減収見込額	－	百万円
	（制度自体の減収額）	（	－ 百万円）
	（改正増減収額）	（	－ 百万円）

新設・拡充又は延長を必要とする理由

(1) 政策目的

・ 中間所得層の学生等のうち比較的経済的負担の大きい多子世帯や私立理工農系の学生等について支援を拡充することで、政府としての大きな課題である少子化対策及びデジタルやグリーンなどの成長分野の振興に資することを目的としている。

・ 授業料後払い制度の創設を通じて、授業料に係る当面の家計負担を軽減することにより、経済的困難を抱える学生の中長期的な進路の意思決定を後押しする。

(2) 施策の必要性

・ 現行制度上、独立行政法人日本学生支援機構法に基づき支給される学資支給金（給付型奨学金）については、差押禁止等の措置が適用されているところ。また、JASSO が行う、学資の貸与に係る業務に関する文書については印紙税が非課税とされているところ。

・ これらの措置が適用されないとすると、授業料及び学生生活費の負担が増大することや、授業料後払い制度を利用するにあたり JASSO 及び学生の経済的負担が増加することになる。新たな制度は、現行制度（授業料等減免及び給付型奨学金並びに第一種学資貸与金）の枠組みの中で行われるものであり、給付型奨学金の差押禁止等の措置及び JASSO が行う、学資の貸与に係る業務に関する文書の印紙税の非課税措置を適用する必要がある。

教育未来創造会議第一次提言（令和4年5月10日）（抄）

2. 新たな時代に対応する学びの支援の充実

（前略）令和2年度に導入した高等教育の修学支援新制度について中間所得層のうち特に負担軽減の必要性が高いと認められる学生に支援対象を拡大するとともに、減額返還制度の見直しや大学院段階における授業料不徴収・卒業後返還の導入などによりライフイベントに応じ返還者の判断で柔軟に返還（出世払い）できる仕組みを創設するため、恒久的な財源の裏付けの観点も念頭に置きつつ、奨学金制度を改善する。（中略）

なお、今般制度の見直し等を行う高等教育の修学支援新制度や出世払いの仕組みについては、今後、効果検証を進め、その結果や財源にかかる観点も踏まえて、必要に応じて見直しを行う。

経済財政運営と改革の基本方針 2022（令和4年6月7日 閣議決定）（抄）

（質の高い教育の実現）

人への投資を通じた「成長と分配の好循環」を教育・人材育成においても実現し、「新しい資本主義」の実現に資するため、デジタル化に対応したイノベーション人材の育成等、大学、高等専門学校、専門学校等の社会の変化への対応を加速する。このため、教育未来創造会議の第一次提言等に基づき、以下の課題について、必要な取組を速やかに進める。

新たな時代に対応する学びの支援の充実を図る。このため、恒久的な財源も念頭に置きつつ、給付型奨学金と授業料減免を、必要性の高い多子世帯や理工農系の学生等の中間層へ拡大する。また、減額返還制度を見直すほか、在学中は授業料を徴収せず卒業後の所得に応じて納付を可能とする新たな制度を、教育費を親・子供本人・国がどのように負担すべきかという論点や本制度の国民的な理解・受け入れ可能性を十分に考慮した上で、授業料無償化の対象となっ

ていない学生について、安定的な財源を確保しつつ本格導入することに向け検討することとし、まずは大学院段階において導入することにより、ライフイベントも踏まえた柔軟な返還・納付（出世払い）の仕組みの創設を行う。

こども未来戦略方針（令和5年6月13日 閣議決定）（抄）

Ⅲ－１．「加速化プラン」において実施する具体的な施策

１．ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化や若い世代の所得向上に向けた取組

（４）高等教育費の負担軽減

～奨学金制度の充実と「授業料後払い制度（いわゆる日本版 HECS）」の創設～  
（略）

○ 授業料等減免及び給付型奨学金について、低所得世帯の高校生の大学進学率の向上を図るとともに、2024年度から多子世帯や理工農系の学生等の中間層（世帯年収約600万円）に拡大することに加え、執行状況や財源等を踏まえつつ、多子世帯の学生等に対する授業料等減免について更なる支援拡充（対象年収の拡大、年収区分ごとの支援割合の引上げ等）を検討し、必要な措置を講ずる。

○ 授業料後払い制度について、まずは、2024年度から修士段階の学生を対象として導入した上で、本格導入に向けた更なる検討を進める。その財源基盤を強化するため、Ⅲ－２．で後述するHECS債（仮称）による資金調達手法を導入する。

経済財政運営と改革の基本方針2023（令和5年6月16日 閣議決定）（抄）

５．経済社会の活力を支える教育・研究活動の推進

（質の高い公教育の再生等）

（略）

家庭の経済事情にかかわらず、誰もが学ぶことができるよう、安定的な財源を確保しつつ、高等教育費の負担軽減を着実に進める。2024年度から、授業料等減免及び給付型奨学金の多子世帯や理工農系の学生等の中間層への拡大、大学院修士段階における授業料後払い制度の創設及び本格導入に向けた更なる検討、貸与型奨学金における減額返還制度の年収要件等の柔軟化による拡充を図るとともに、多子世帯の学生等に対する授業料等減免について、執行状況や財源等を踏まえつつ、更なる支援拡充を検討し、必要な措置を講ずる。

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	
		政策の達成目標	
		租税特別措置の適用又は延長期間	
		同上の期間中の達成目標	
	政策目標の達成状況		
	有効性	要望の措置の適用見込み	
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	
	相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	
		予算上の措置等の要求内容及び金額	
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	
要望の措置の妥当性			
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に 関連する事項	租税特別措置の適用実績		
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果		

	租税特別措置の適用による効果 (手段としての有効性)	
	前回要望時の達成目標	
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	
これまでの要望経緯	<p>○給付型奨学金制度創設時（H29 年度税制改正要望）において、給付型奨学金の差押禁止の措置について要望し、認められているところ。</p> <p>○「高等教育の修学支援新制度」創設時（H31 年度税制改正要望）において、授業料等の減免措置及び給付型奨学金について非課税及び差押禁止の措置について要望し、認められているところ。</p>	

令和6年度税制改正要望事項（**新設**・拡充・延長）

（文部科学省 研究開発局 宇宙開発利用課）

項目名	（国研）宇宙航空研究開発機構の業務の追加に伴う税制上の所要の措置										
税目	所得税、法人税、消費税、印紙税、登録免許税										
要望の内容	<p>「宇宙基本計画」（令和5年6月13日閣議決定）等に基づき、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構（以下「JAXA」という。）の業務として、「民間企業・大学等が実施する研究開発に対する資金の交付」を追加する見直しに伴い、関連の法改正を前提に、税制上の所要の措置（これまで JAXA に適用されていた税制上の優遇措置の継続）を講ずる。</p>										
	<table border="1"> <tr> <td>平年度の減収見込額</td> <td>—</td> <td>百万円</td> </tr> <tr> <td>（制度自体の減収額）</td> <td>（—</td> <td>百万円）</td> </tr> <tr> <td>（改正増減収額）</td> <td>（—</td> <td>百万円）</td> </tr> </table>	平年度の減収見込額	—	百万円	（制度自体の減収額）	（—	百万円）	（改正増減収額）	（—	百万円）	
平年度の減収見込額	—	百万円									
（制度自体の減収額）	（—	百万円）									
（改正増減収額）	（—	百万円）									
新設・拡充又は延長を必要とする理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>JAXA の業務として、新たに宇宙科学技術に関する研究開発の成果を活用し、宇宙開発利用に係る事業を行う民間事業者等の研究開発に必要な資金に充てるための助成金の交付を行うことを追加する等の措置を講ずることにより、JAXA の機能強化を図り、宇宙分野の技術力の革新及び底上げ、フロンティア活動を通じてもたらされる経済・社会の変革を推進する。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>宇宙分野のイノベーションを官民連携で加速するため、欧米の宇宙開発機関が、シーズ研究を担う大学や民間事業者、また、商業化を図る民間事業者の研究開発に対して、資金供給機能を有していることを踏まえ、民間事業者等が複数年度にわたる予見可能性を持って研究開発に取り組めるよう、JAXA の戦略的かつ弾力的な資金供給機能を強化する必要がある。</p> <p>このような背景から、JAXA の業務の見直しを行うことで、民間企業・大学等が実施する研究開発に対する資金交付の能強化を図り、円滑な業務の実施のための環境を整備する必要があることから、税制上の所要の措置を講ずる必要がある。</p>										

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	
		政策の達成目標	
		租税特別措置の適用又は延長期間	
		同上の期間中の達成目標	
	政策目標の達成状況		
	有効性	要望の措置の適用見込み	
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	
	相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	
		予算上の措置等の要求内容及び金額	
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	
要望の措置の妥当性			
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に 関連する事項	租税特別措置の適用実績		
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果		

	租税特別措置の適用による効果 (手段としての有効性)	
	前回要望時の達成目標	
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	
これまでの要望経緯	新規要望	

令和6年度税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（文部科学省 高等教育局 私学部 私学行政課 私学共済室）

項目名	国民健康保険税における流行初期医療確保措置の創設等に伴う所要の措置		
税目	所得税、消費税、酒税、国外送金等調書法、租税条約等実施特例法		
要望の内容	改正感染症法により創設された流行初期医療確保措置等に係る厚生労働省における所要の措置と同様に、私立学校教職員共済制度について所要の措置を講ずる。		
		平年度の減収見込額 (制度自体の減収額) (改正増減収額)	－ 百万円 ( － 百万円) ( － 百万円)
新設・拡充又は延長を必要とする理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>令和6年秋に健康保険証の廃止等が予定されていることに伴い、私立学校教職員共済制度において税制上必要な措置をとる可能性があるため、要望するもの。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>令和6年秋に健康保険証の廃止等が予定されていることを踏まえ、私立学校教職員共済制度において国民健康保険制度等と同様に税制上の所要の措置を講ずる必要がある。</p>		

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	
		政策の達成目標	
		租税特別措置の適用又は延長期間	
		同上の期間中の達成目標	
	政策目標の達成状況		
	有効性	要望の措置の適用見込み	
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	
	相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	
		予算上の措置等の要求内容及び金額	
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	
要望の措置の妥当性			
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に 関連する事項	租税特別措置の適用実績		
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果		

	租税特別措置の適用による効果 (手段としての有効性)	
	前回要望時の達成目標	
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	
これまでの要望経緯		